



開催報告 ハッ場ダム住民訴訟9周年報告集会 (2013. 12. 21)

ダムにたよらない流域治水 夜明け前 ～滋賀県の挑戦に学ぶ～

六都県の住民訴訟に関わる人たちが、年に一度、情報交換をし、連携を深め、ハッ場ダムを止めるための道筋を探るために、9回目となる今年も、全水道会館に集いました。

オープニングは、吾妻溪谷川下りの上映。カヤックのカメラが、カヤックのすべる水面から兩岸の岩肌をぬい、水しぶきの向こうに、通常見られない視点からの溪谷の美しい眺めを映し出しました。

基調講演は、京都大学名誉教授の今本博健さん。滋賀県では、嘉田由紀子知事のもと、ダムだけにたよらない治水を実現するため、あらかじめ浸水の恐れのある地域を指定してその対策をしておこうと

いう「流域治水条例」が提案されています。ダム推進派が多勢をしめる議会で、成立をめぐるせめぎあいが続いています。定量治水政策を採り、ダムに象徴される大型公共事業によって推し進めてきた日本の河川行政を、非定量治水の考え方に転換させ、一つのダムにお金も時間もかけるのではなく、分散して流域全体でたくさんの河川改修を施すことが重要と話されました。

われらが論理的支柱と頼む嶋津暉之さんからは、六都県は工期の延長のみを承認したが、事業費の増額も必至であることや、試験湛水をしたときの地滑りの危険性が解説されました。住民訴訟弁護団からは、各地の裁判の状況が報告され、東京に続き千葉も敗訴、「評価できるところがひとつもない最悪の判決」と評されました。まっとうな主張を繰り広げ、「理は我にあり」にもかかわらず、公明正大であるべき司法はその理を認めず、「違法であることが重大かつ明白」でなければ行政の行為に目をつぶる不当な法解釈を繰り返しています。厳しい状況のなかでもくじけることなく元気に戦う各都県のストップさせる会の活動も、報告されました。栃木からは、住民に利益があるかもしれないことをもって支出の合理性があるとする司法判断の理不尽さを、匂いを嗅いだだけで金を払えと迫るあこぎなウナギ屋に例えた紙芝居が披露され、会場は笑いの渦に包まれました。

また、塩川鉄也・衆議院議員や大河原まさこ・前参議院議員、初鹿明博・前衆議院議員も駆けつけ、力強く連帯の挨拶をしてくださいました。



▲集会の前に水道橋駅前で現地の写真パネルを掲げ、ハッ場ダムの本体工事着工中止を求め署名を集めました

パワポ紙芝居「あこぎなウナギ屋」

(高橋比呂志・作) より



某政党のカンジジョーによく似たオヤジが
「うな重のお代、2900円をいただきます！」

▲出典：大野ひろみさんのブログ

<http://kurakurasakura.blog.fc2.com/page-1.html>

★ この紙芝居の上演を含め、集会の一部録画をあしたの会のHPで視聴できます。

来年度、本体工事が始まれば、堰と水の迂回路が設けられ、流れは止められて川下りもできなくなり、冒頭映像で見た岩肌の眺めも、見納めになるかもしれません。美しいこの溪谷を、何としても守りぬきたいものです。その思いは、集会アピールにもあますことなく綴られ、参加者一同、共感のうちに、拍手で採択しました。何としてもハッ場ダムを止めたい、ダム事業への参加が不合理であることを認めさせたい、そのために、最後に高橋弁護団長が「私たち、あきらめないのよ」と宣言したとおり、弁護団も、私たちも、けっしてあきらめることなく戦い抜くことを誓いあいました。(都甲)

都知事選立候補予定者へ 公開質問書

ハッ場ダムをストップさせる東京の会とハッ場あしたの会は連名で、1月17日、主な都知事選立候補予定者、5名の方に、「東京都のハッ場ダム事業への参画に関する公開質問書」を提出しました。回答締切は1月23日で、集計結果はハッ場ダムをストップさせる市民連絡会や、ハッ場あしたの会のホームページ(下記)に掲載する予定です。東京都知事の姿勢はハッ場ダム事業の今後に大きく影響しますので、ぜひ投票の参考になさってください。

<http://www.yamba.jpn.org/> ハッ場ダムをストップさせる市民連絡会

<http://yamba-net.org/> ハッ場あしたの会

<主な立候補予定者> (あいうえお順)

- ・宇都宮健児 日本弁護士連合会前会長
- ・田母神俊雄 元航空幕僚長
- ・中松義郎 発明家
- ・細川護熙 元首相
- ・舛添要一 元厚生労働大臣

<質問の概要>

- Q ハッ場ダム本体工事について：速やかに着手すべきか、着手を見合わせるべきか？
- Q その理由は？
- Q 今後、国交省関東地方整備局が事業費増額への同意を東京都に求めた場合、これを認めるか、否か？
- Q 関東地方整備局が工期の更なる延長への同意を東京都に求めた場合、これを認めるか、否か？
- Q 現地の地域振興について：これまで通りダム湖観光による地域振興をめざすか？ 自然景観、歴史遺産を活かし、地域本来の力を活かした地域振興を図るか？
- Q 地域振興事業、生活再建事業の費用を東京都も負担しているが、地域の衰退に歯止めがかかっていない点について：これまで行ってきた事業を進めるか？ ダム建設を中止し、地域の自然景観、歴史遺産を活かした地域振興のために東京都も資金を負担するか？

東京高裁判決を受けて

ハッ場ダムをストップさせる千葉の会 共同代表 村越啓雄

2013年10月30日、東京高裁の101大法廷は“今度こそは”の期待を込めた原告団・弁護団と応援の都県の会員に、「上告を棄却する」と短く言い放った裁判長の声に、なぜだ！と声を押し殺し、体は怒りに震えました。

3年9か月前の2010年1月29日に千葉地裁の不当判決を受け、高裁で勝つぞ！と直ちに上告してそれ以来、詳細な書面の提出を重ね、相手方からの空疎な書面には怒りをたぎらせ、49人の原告団、47人の弁護団は、手をたずさえて闘ってきました。

判決は、国・県の言い分を丸呑みしたもので、私たちの主張をまったく理解することなく、退けた極悪判決でした。

私たちの主張は

- ① 水需要が飽和状態に入って利水の必要性がなくなっている。
- ② 利根川の洪水対策として役に立たない。
- ③ 地質が脆弱なので、災害を誘発する危険性が高い。
- ④ 関東の耶馬溪「吾妻溪谷」を台無しにし、イヌワシ等の生息を危くさせる。
- ⑤ 国民の総負担額は約 8,800 億円にもなり、千葉県の負担は約 760 億円が見込まれ、千葉県の緊縮財政下で、負担に耐えられない。

これに対し、東京高裁第22民事部 加藤新太郎裁判長は、

- ① 判断枠組みとして、地方には国の判断を取り消す権限がないことから、国の判断に重大かつ明白な違法ないし瑕疵がない限り、違法と認めることはできない。
- ② ハッ場ダムの利水については千葉県水道局長、千葉県企業庁長の行った将来の水道需要予測及び水源評価が合理性を欠くものとは認められない。
- ③ 治水については、「著しく利益を受ける」ものと認めるのが相当である。
- ④ 貯水池周辺のダムサイト及び地滑り等の危険性については、ダムそれ自体の瑕疵が重大かつ明白であって、ダム建設に関する基本計画が無効であるという場合でなければ違法にならない。
- ⑤ 環境問題に関してはほとんど無視した。

これらによって、本件支出命令が違法であるとは言えない、として請求を棄却しました。

原告団と弁護団は、「この判決は、控訴人らの主張をまともに受け止めようとしらないもので、行政がすすめる公共事業の無駄遣いを司法の立場でチェックしようとせず、むしろ無駄な公共事業を積極的に奨励するものにほかならない。本日の判決は司法の役割を放棄した不当な内容であるから、控訴人らは最高裁判所へ上告手続を行うとともに、他県の住民訴訟の控訴人らとも手を携え、引き続き闘い続けることを表明する。今後とも、皆さまのご支援をお願いします。」との声明を発表しました。

そして、11月12日、31名の原告と51名の代理人は最高裁判所に上告しました。

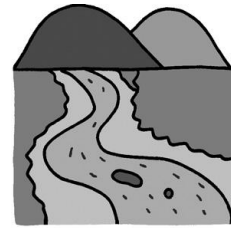
県代理人の伴弁護士が、“原告にはハッ場ダム訴訟を訴える権利が無く訴権の乱用だ、また一部の県民の提起で国の施策を左右する訴えは住民訴訟制度に予定せず不適法だ”と法廷で主張し、また書面で再三主張してきました。

しかし裁判所は、“訴権の濫用にはあたらない、制度に予定しないとは解（かい）せない”と県の主張を明確に退けました。

これら県の主張は、私たち原告の憤激をかい、不適正な代理人を解任せよと、知事に申入れを行ったほどでしたが、これらの主張を東京高裁が明確に否定したことは、当然の判断とはいえ、今後の住民監査請求や住民訴訟により判決を残してくれたといえます。

裁判ではまだ勝利を挙げられないでいますが、私たちは住民運動としてハッ場ダムをストップさせるまで、裁判、議会、世論の喚起の手段を駆使して勝利することを目指し、引き続き6都県の輪を強めて戦いを続けていきたいと思います。

「国民のチェックがきかない法律がもう一本！
国土強靱化法が可決されました。
～公共事業改革市民会議で対抗しましょう～」



「大規模災害などの防災対策を進める」とした国土強靱化法が、12月4日の参議院本会議で、賛成多数で可決・成立してしまいました。この法案は、政府が災害に対する課題や弱点を洗い出す「脆弱性（ぜいじゃくせい）評価」を行い、対策の指針となる「国土強靱化基本計画」を定めることを立前としています。また、地方自治体は、国の基本計画をもとに「国土強靱化地域計画」を定めることが出来るとしています。

政府の情報は下記 URL を御覧下さい。

http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/kokudo_kyoujinka/#taikou

この法律は一言で表すと、「内閣に設置される国土強靱化推進本部が基本計画を作成し、様々な公共事業を中央集権的にバラまくシステム」です。

1. 防災・減災にかこつけた公共事業のバラマキ

高規格幹線道路 14,000km のミッシングリンク（未完成部分）の早期解消、「スーパー堤防」の復活、巨大防潮堤建設、凍結していたダム事業の復活、リニア新幹線等々が目論まれています。このような内容では防災・減災の実効性がないことはあまりに明らかです。

今、緊急にやらなければならないのは国民の命を守るための、老朽化した既存社会資本の靱点検・修理・廃統合による再構築であり、少子高齢化に対応するための福祉社会構築です。財政・資材・人材などどこからら見ても、新規事業に回す余裕などありません。

2. 上意下達方式の徹底による決定

一番怖いのは事業立案・決定・実践・再評価に私たち国民によるチェックが効かないことです。

内閣に国土強靱化推進本部を置き、本部が行う脆弱性評価の結果に基づき事業の基本計画案等を策定するとしています。策定にあたっては都道府県や市町村の意見を聴くとされていますが、国民の意見を聴く枠組みは設けられていません。むしろ国民の責務として、国及び地方公共団体が実施する事業に協力しなければならないとされています。「防災・減災」に便乗した中央省庁主導による公共事業の強行が狙いです。

反論封じの特別秘密保護法と、国民のチェックが効かない事業決定を可能にした国土強靱化基本法は、戦争が出来る国を目指した国家総動員法への一步であると私は捉えています。

既に、まったく理不尽な巨大事業が私たちの手が届かないかたちで進んでいます。江戸川区が強行している江戸川右岸のスーパー堤防事業、長崎県が強行している石木ダム事業、JR 東海が国からの支援を期待して進めているリニア新幹線、東日本大震災地域の巨大堤防事業です。八ッ場ダムも然りです。江戸川右岸のスーパー堤防事業と石木ダム事業の場合は、そこに居住している人を力尽くで排除しようとするもので、私たちは何としてでも阻止しなければなりません。

これからは、広範な公共事業部門の問題に取り組んでいる仲間が連帯して取り組む必要があります。そのことを目的に私たちは 2013 年 1 月に公共事業改革市民会議を発足させました。この会は全国的課題としての国土強靱化基本法対応と、上記した具体的な事業一つ一つを中止に追い込む運動との連帯を目指しています。

皆さんも是非、一緒に活動しませんか。（遠藤）

公共事業改革市民会議ホームページ <http://stop-kyoujinka.jp/>

生活権・財産権も侵す「スーパー堤防」

江戸川区スーパー堤防取消訴訟を支援する会幹事 稲宮須美
(江戸川・生活者ネットワーク事務局長)

事業開始から四半世紀経ってなお、その整備率は1.1%。当初、利根川・江戸川・荒川・多摩川・淀川・大和川の全川 873km で実施する計画も、2011 年、総延長は各下流計 120km に縮小されました。わずかな整備率からは、急ぐべき水害対策として有効か、大幅な縮小からは、真に必要な事業なのか、改めて問われなければなりません。

なぜ、進まないのか。それは本事業がまちづくり事業とセットで行うルールだからです。治水上の理由より、自治体等が実施する土地区画整理や再開発などのエリアが優先されるため、つながらず、散発的な整備になっています。スーパー堤防との共同事業となれば、まちづくり事業にまで国費がふんだんに投入され、自治体には大きなメリットです。しかし、盛り土のため、範囲内を一斉に更地にするのは自治体のしごと。合意形成の困難さを思えば二の足を踏む自治体も多いのが現状です。

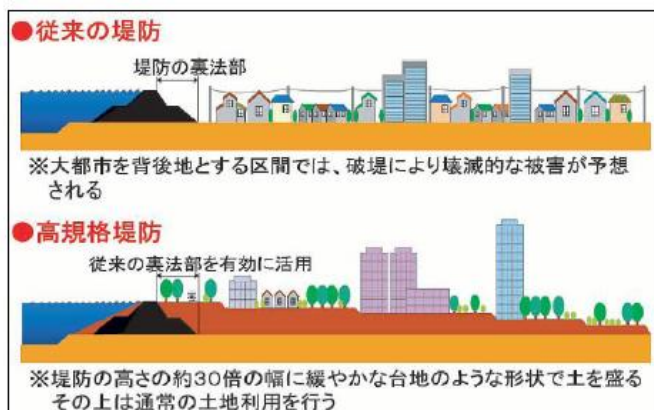
こうした中、江戸川区は、区内全川を対象とした「スーパー堤防整備方針」を 2006 年、独自に策定しました。現在、地形上、破堤の危険性など全くない北小岩地区（江戸川）での区画整理に合わせ、総工費 47 億円のスーパー堤防（延長 120m）が整備されようとしています。合意していない住民に対しても、自宅を取り壊して区に明け渡す日が通知され、昨年 12 月中旬には、まだ取り壊していない権利者 24 名（88 名中）に、1 月末日までの明け渡しを求める催告書が届けられました。「最後まで合意形成に努める」はずが、そこには「区画整理法により、区が強制執行を行うことがある」とも明示されました。

2 度の移転を強いられ、新たな換地先に新居を建てるにあたり、同程度の家屋が再築できる補償はありません。本来、居住環境を良くする事業でありながら、これを機に転出する住民も多く、特に高齢者には「片道切符」になるかもしれず、過酷です。区画整理と一体の本事業を、人が生活する居住地で実施しているのは江戸川区だけ。反対住民が提起した取消訴訟で、区は「スーパー堤防は区画整理の前提ではない」と、それまでの住民説明を覆し、スーパー堤防は争点にされず、昨年末、原告の主張は退けられました。今後は東京高裁で争われます。

区内対象エリアに暮らす住民は 4 万世帯 9 万人。区は、全川での完成に 200 年、2 兆 7 千億円かかると試算しています。上流のダム同様、下流のスーパー堤防も治水とは無縁の代物です。愚かな事業を廃止させる運動をともに進めていきたいと思います。



▲1 月 12 日現在、残る家屋は 10 軒となった



※図は江戸川区作成

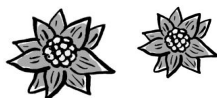
←従来方法では住民へ影響がほとんど無し

←一旦家屋等を壊して更地にする

←盛り土をした上に家屋等を再築

川原湯温泉で

おしらせ



ハッ場ダムをストップさせる東京の会総会

日時：3月1日（土）17:00～18:00

会場：ホテルゆうあいにて

ダム本体工事が予定通り来秋始まるかは不透明ですが、いつ吾妻渓谷沿いの国道が閉鎖され渓谷が見られなくなるか、わかりません。旧源泉の共同浴場・王湯も3月末閉鎖し、代替地へ移転する予定です。この機会に、破壊の危機に瀕する渓谷や温泉の価値を再確認し、愚行をくい止めるため、ともに作戦を練りましょう！

参加希望の方は、1月中に、連絡先、お迎えのバス・宿泊・見学会の参加希望を下記までお知らせください。（ゆうあいが満員の場合は、他の旅館を紹介しますが、費用は変わります）。

深澤洋子 T/F 042-341-7524
bbjaga@jcom.home.ne.jp

<スケジュールと費用>

3月1日（土）

10:00 大宮駅西口 ホテルのマイクロバス
でお迎え（約300円）

14:00 川原湯温泉・ホテル着

17:00 東京の会総会

18:00 夕食・懇親会

（宿泊代 相部屋2食付 1人8,175円）

3月2日（日）

午前 現地見学会 ハッ場あしたの会・渡辺洋子さん案内（1000～2000円）

ハッ場ダム本体工事中止を求める署名

ハッ場あしたの会が、本体工事中止と、ダム中止後の生活再建支援法制定を求める署名活動を昨秋より新たに始めました。

ニュースに同封しておりますが、あしたの会のHP (<http://yamba-net.org/shomei/>) から簡単にネット署名や、署名用紙のダウンロードができます。ぜひ広く署名を呼びかけ、たくさん集めてくださるよう、よろしくお願いいたします！

一次締切は1月末、2次締切は3月末です。

ハッ場あしたの会総会記念集会

～2020年、東京はどうなる？～

ハッ場ダムとオリンピック

◆日時：2014年2月23日（日）

午後1時半～4時半

◆会場：豊島区立勤労福祉会館

（JR池袋駅西口徒歩10分）

◆参加費：500円

◆登壇者：松久 寛（縮小社会研究会代表理事・京都大学名誉教授）、森 まゆみ（作家）、司波寛（都市計画コンサルタント）、嶋津暉之（水問題研究家）ほか

◆プログラム：基調講演 松久 寛

「小さいことはいいことだ～縮小社会への道」

・東京の水道 とハッ場ダム

・新国立競技場の問題とは

・パネルディスカッション

「2020年、東京はどうなる？」

<各地の裁判の予定>

判決や最終弁論など重要な法廷が続きます。傍聴席を満員にして見届けましょう！

埼玉 1月21日（火）午前11時30分 口頭弁論 717号法廷

栃木 1月27日（月）午後4時 判決 101号法廷

群馬 2月10日（月）午後3時 最終弁論 825号法廷

茨城 3月25日（火）午後1時15分 判決 825号法廷

☆会費納入&カンパのお願い☆

私たちの活動はみなさまのご支援により行われております。

今回お送りするニュースには振り込み用紙を同封しました。

2014年度の会費納入やカンパのためにお使いいただければ幸いです。

ご協力をよろしくお願いいたします。

■会費：1000円/年 振替：00120-8-629740

ハッ場ダムをストップさせる東京の会

